

令和元年度第2回門真市立図書館協議会

令和2年1月17日（金）
午後4時～5時

議事録

会場 門真市役所 大会議室

- 出席委員 湯浅委員、木下委員、山領委員、藤本委員、
井手委員、清水委員、東田委員、下岡委員
- 事務局 邊田副教育長、満永教育部長、西口教育部管理監、
隈元社会教育課長兼図書館参事、牧菌図書館長、
清水館長代理、岡本門真市民プラザ分館長、
竹本主任、土江
- 傍聴者 7名
- 案件 (1) 生涯学習複合施設の運営手法について
(2) その他

事務局

本日は、委員の皆さま方におかれましては公私ご多忙の中、本協議会にご参集をいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回門真市立図書館協議会を始めさせていただきます。

なお、PTA協議会中川委員よりご欠席の報告を受けており、本日は委員9名中8名のご出席をいただいております。

門真市立図書館協議会条例施行規則第3条第2項におきまして委員の定数の過半数に達しており本協議会が成立していることをご報告させていただきます。

本日は、昨年11月に開催した第1回門真市立図書館協議会においてご報告いたしましたのち、先月の24日に門真市旧第一中学校跡地整備活用方法検討プロジェクトチームから、活用方法について広く意見を聞くサウンディング型市場調査の結果をもとに検討しました、図書館などの生涯学習複合施設の運営手法を含んだ門真市旧第一中学校跡地整備活用方法の提案を市長に報告されました。

その後、12月に開催しました総合教育会議においてその報告内容を踏まえた市長からの意向について意見を求められ、教育委員会において図書館協議会からも意見を聞いてほしいと求められたことから、本日の会議を開催していただきました。

今回、図書館協議会委員の皆さまにプロジェクトチームからの提案内容をお示しし、平成31年3月に策定しました「門真市図書館サービス計画」にあります、三つの基本方針「役立つ情報を提供する図書館」「すべての市民が親しみやすい図書館」「市民とつくる開かれた図書館」の実現に向けて、ご意見を伺いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、ここでのご意見は事務局よりこの後開催します社会教育委員会議と教育委員会議にて報告し、同会議における議論の材料となることもご理解ください。

それでは、開会にあたりまして門真市教育委員会教育部部長の満永よりご挨拶を申し上げます。

部長

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

図書館と文化会館、社会教育機関をめぐる国の動きの大きな変革もごございます。また、先月、旧一中跡地の生涯学習複合施設の建設にあたりまして、その方法について長らく検討していた庁内のプロジェクトチームよりこのような提案が良いのではないかとという提案がございました。

そのような国の流れやプロジェクトチームの提言を踏まえながら、皆さま方のご意見も頂戴しまして、さらには、これからの門真市の図書館行政、図書館のあり方につきまして、いろいろと考えてみたいと思います。

また、昨年3月から、「図書館サービス計画」を実施しているところでありますが、それをより一層充実したものにしていきながら、新たな門真市の図書館行政、図書館のあり方を考えていきたいと、このように考えているところです。ぜひとも皆さま方の活発な意見交換をしていただきまして、今後の図書館行政に活かしていければと思っています。

なにとぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。案件に移ります前に、資料の確認をさせていただきます。本日、お配りいたしました資料は、会議の次第、図書館協議会委員名簿、座席表、このほかに、

資料1 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

資料2 同じく 抜粋

資料3 門真市旧第一中学校跡地整備活用方法の提案

資料4 門真市図書館サービス計画（抜粋）

です。

お手元がないものはございませんでしょうか。

また、門真市立図書館協議会の会議公開要領に基づき、会議は公開するとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、委員長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

それでは委員長、順次進めていただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 ただいまより、門真市立図書館協議会を始めます。

本日の議題は、古川橋駅前の旧第一中学校跡地への生涯学習複合施設の開設を視野に入れた今後の門真市の図書館のあり方について検討するということです。

冒頭説明いただきましたように、先月の24日に「門真市立旧第一中学校跡地活用方法検討プロジェクトチーム」からサウンディングの結果も踏まえて提案があったとのことであります。この後、事務局から説明をしていただきます。

さらに、平成31年3月からおおむね5年間取り組むべき「門真市図書館サービス計画」についても今まさに進行中でありますことから、その概要や今後の課題について皆さん方で共有する必要があるかと思えます。

これら二つの資料の説明を受けてから、門真の図書館のあり方を模索する第一歩として、本日の協議を進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

ありがとうございます。

それでは、最初に、門真市旧第一中学校跡地整備活用方法の提案と「門真市図書館サービス計画」について説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは案件1 生涯学習複合施設の運営手法につきまして、ご説明いたします。まず、昨年11月に開催いたしました図書館協議会の内容につきまして改めて確認させていただきたいと思えます。

資料1をごらんください。生涯学習複合施設のあり方に関しましては、平成30

年12月に文部科学省中央教育審議会から、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申が出され、今後の社会教育施設に求められる役割を施設種別ごとに整理し、公立社会教育施設の所管に関する考え方が、こちらに取りまとめられております。

続きまして、資料2の答申の抜粋をごらんください。いちばん下に図書館に関する部分を書いてあります。図書館に関しましては、「人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を強化するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校との連携の強化や、商工労働部局や健康福祉部局等とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取り組みの支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められる。さらには、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される。」との記載があります。

この答申を受けまして、令和元年5月に成立いたしました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第9次地方分権一括法が同年6月に公布、施行されまして、図書館、公民館を含む社会教育施設について地方公共団体の判断により、首長部局へ移管することが可能となりました。

ここまでの内容を、前回の図書館協議会でご報告させていただいております。その後の動きを改めて説明させていただきたいと思っております。

先ほどもご説明いたしましたが、第9次地方分権一括法の施行に伴いまして、本市におきましても令和2年4月より、図書館を含む社会教育部門の部署が市長部局の所管となり、市民文化部に属するよう、昨年12月議会で可決されました。ここから、案件1の「生涯学習複合施設の運営手法について」の具体的内容に入りたいと思っております。

前回の図書館協議会でもお伝えしておりましたが、昨年度から庁内プロジェクトチームで旧第一中学校跡地整備活用を検討しており、サウンディング調査を実施いたしておりました。その結果を踏まえまして、事業手法についての提案書を先月作成し、関係部局の庁内会議で報告されたのち、市長への報告が行われました。また、教育委員会12月定例会におきましても、プロジェクトチームの提案内容が報告されました。

提案内容につきましては、プロジェクターを使用して報告いたしたいと思っております。資料3をごらんください。こちらの内容が前方のプロジェクターで投影されている内容になります。

2番の事業手法の所をごらんいただきたいと思います。図書館運営の考え方としましては「まちの賑わい創出という観点においては、図書館運営に民間事業者のアイデア等を活用することが期待できるため、指定管理者制度の導入を検討する必要がある。」という考えがある一方で、生涯学習複合施設建設基本計画においては、「生涯学習複合施設における図書館部分は、提供している事業、蔵書構築

やレファレンスサービス等の継続性・蓄積性・公平性の観点から、直接実施することを基本としている。」と記載されております。

この2点を解決する方法といたしまして、「蓄積性・継続性・公平性が求められる業務等については、市に留保するなど、役割を明確にした上で指定管理者を導入する。さらに、十分な準備期間の確保や現在の図書館運営のノウハウ継承のため、生涯学習複合施設開設の一定期間前から、指定管理者として現図書館の運営をさせる。」という提案がありました。

次に、文化会館運営の考え方でございます。

「現行の貸館中心のサービスを維持しつつ、自主事業のさらなる充実により、賑わい創出に寄与する必要がある。」、「図書館と連携したイベント開催や、一体的な維持管理など効率的な管理運営が期待できる。」として、図書館の指定管理者との一体的な管理運営を実施するという提案がされました。

生涯学習複合施設の提案の次には、交流広場運営の提案があり、その下段の施設整備の考え方としまして、「図書館等を運営する指定管理者が、施設整備（特に設計）に関与することで、運営との連携性の高い施設整備を期待できる。」、「PFIのような一括発注型の事業方式の採用による効率化が期待されるが、図書館業界の特殊性から競争性が確保されないおそれがある。」という内容が記載されています。

ここでいう図書館業界の特殊性とは、図書館を運営できる会社が少ないため企業同士が手を組む必要がある一括発注では、事業全体において競争原理が働かないことを意味しています。

そのことを踏まえまして、PFI等のような一括発注を行わず、施設整備と運営は分離するが、指定管理者の候補者が設計に関与できる仕組みを構築する。また、建設費の縮減の観点から、DB方式を導入するという提案がありました。

施設整備の考え方で、PFIやDB方式をいった内容が出てきておりまして、少し分かりにくいと思いますので、そのあたりを4の「事業スキームの構築」の図で説明いたしたいと思います。

通常発注におきましては、まず、基本設計を実施し、その後、実施設計、建築工事、工事監理、維持管理及び運営事業者の選定といった順番にそれぞれを別々に発注いたします。PFIのような一括発注は、これらすべてまとめて発注する方法をいいます。しかし、一括発注をした場合、先ほどお伝えしましたとおり、事業全体において競争原理が働かないことが考えられるため、それを解消する方法といたしまして、すべてを一括発注するのではなく、関連性の高い項目を一体的に発注していくことが提案されています。具体には、基本設計通り施工できているかチェックを行う工事監理については、基本設計と同一者が適当であることや、実施設計と建築工事を一括発注する、いわゆるDB方式を導入することが提案されています。さらに、基本設計に指定管理者が関与できる仕組みといたしましては、基本設計前に、指定管理者を先行的に選定することが想定されています。

これらの、いまお示した提案内容が実現可能であるかどうか、この事業に参画可能かどうかなどを、民間事業者に意見を聞く、いわゆる、サウンディング型市場調査を実施しました結果が、3の「サウンディング型市場調査」に記載しております。

各民間事業者には、1のまちのコンセプトとターゲット等を示した上で、ヒアリングを実施いたしました。

まず、生涯学習複合施設といたしましては、「賑わい創出やサービスの向上に関わる提案を得られることが、大いに期待できる」、「図書館の選書等が指定管理者の対象業務から外れても、参画意欲に影響しない」、「図書館と文化会館をあわせて同一の主体に運営させることで、賑わい創出等の相乗効果が期待できる」、「建設企業を中心にPFIによる整備・運営を希望しているが、運営企業はPFI等の一括発注には消極的な傾向であった」、「提案する運営内容の実現のため、運営企業が現図書館からの運営及び施設設計に関与することが望まれている」などがあり、その他の高層共同住宅・商業・サービス等ゾーンやその他について、記載のとおり結果を得ることができました。

これらの結果を踏まえ、事業手法で提案された内容と、先ほども説明いたしました、4の事業スキームの方法で実施することについて、実現できる可能性を確認することができました。

この提案内容のまとめといたしまして、5の結論がありまして、2～4の検討の結果、2の事業手法の検討で提案したとおり、指定管理者制度の導入を基軸とした公共施設運営と、民間活力を活用した事業の実現可能性が認められること。4の事業スキームを踏まえると、今後、生涯学習複合施設の指定管理候補者の選定を先行的に進め、事業を推進する必要があることが提案されました。プロジェクトチームの報告は、以上です。

事務局 ここからは、本日、各委員の皆さまよりご意見をいただきたい内容についてご説明いたします。

先ほどのプロジェクトチームからの提案等を踏まえ、先日の総合教育会議の場において、市長より二つの提案がありました。

まず1つ目として、国の動向や、プロジェクトチームからの報告、サウンディング調査の結果、市議会の議論を踏まえ、旧一中跡地における賑わい創出には、民間事業者を活用した一体的なまちづくりが必要であり、図書館自体の賑わいに加え、周りの民間企業も含めた他の施設への相乗効果を期待しているため、図書館部門を含めた生涯学習複合施設に指定管理者制度を一体的に導入していきたいと考えている。生涯学習複合施設に指定管理者制度の導入についての意見をいただきたいとのことでした。

また、2つ目としまして、生涯学習複合施設の建設にあたっては、指定管理者が持つノウハウやアイデアを設計段階から反映させる手法を採用することで、運営との連携性が高い施設整備が期待できるため、設計前に指定管理者を早期

に決定したいと考えている。

庁内3部会議で教育部から意見のあった社会教育行政の重要性と継続性を担保していくため、図書館サービス水準の維持向上と運営内容の円滑な引き継ぎを目的として、現行図書館に指定管理者を導入したいと考えている。

施設完成前の一定期間に、現行図書館に指定管理者制度を導入することについても意見をいただきたいとのことでした。

続いて、12月市議会での生涯学習複合施設、図書館に関する主な質疑について、文教こども常任委員会では、他市の図書館を視察しこれまでにないサービスを新たな図書館で提供するために民間のノウハウを活用することも一つの案であるとの発言があり、市の考えを求められ、運営についても民間活力を導入した事業として実施することを想定したサウンディング調査の結果をもとに、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能強化となるよう生涯学習複合施設の運営手法を検討していきますと答弁いたしました。

本会議では、図書館で指定管理者制度導入後に、再び直営に戻されることについての質問があり、茨城県守谷市、山口県下関市では指定管理者から直営に戻したことを重要な事例だと認識していると答弁いたしました。

次に、市長部局に移管された後、民間委託などが地方公共団体の長によって強力に進められることの危惧についての質問があり、市長部局に移管しても、社会教育の適切な実施の確保のため教育委員会と連携しながら事業を進めていくと答弁いたしました。

次に、政治的な影響を受けないことの担保について質問があり、地方教育行政法に社会教育の適切な実施の確保に関する規定がされており、教育の中立性は確保されていると答弁いたしました。

続いて、12月の教育委員会定例会では、総合教育会議での市長からの提案に対しまして、定例会での意見交換において、図書館協議会、社会教育委員会議の各会議で意見を求めてはどうかとの意見がありました。

次に、「門真市図書館サービス計画」について、ご説明いたします。資料4をごらんください。

これは、昨年3月から取り組んでいる計画ですが、この協議会の場でも検討いただき、様々なご意見を頂きながら策定したものの抜粋です。

この計画の基本理念は、「広がる世界、未来につながる図書館へ」であり、「本と人」「人と人」とが会える場、「次代を担う人材育成の場」としての機能を門真市の図書館が身に付けていくことを示しています。

教育委員会として、目指すべき門真市の図書館は、門真の市民や子どもたちが本に触れられる、多様な他者と出会える、そして、そこで知的好奇心を高められ、学びに向かうモチベーションや人とつながることの大切さなどを体感できる拠点としたいという理念を大切にせねばならないと考えています。

つまり、これから門真市の図書館に求められるのは、市民一人ひとりの自己実現に向け、その『未来を切りひらくための学習の場』であり、『これからの世の

中を担う人材が育っていける場』としての役割です。そして、『市民の知の拠点』たる図書館を目指すためには、近年の社会変革を受けた国の動向にもあるとおり、社会教育施設に地域創生や賑わいの創出という目的も加えられたことを機会に、人口減少が大きな課題であり、住み続けたい町を目指す門真市においては、まさに見逃せない、重視すべき観点と捉えています。そして、人と人、人と文化が出会えるような、多くの人が集まる環境を創ることが重要であり、そうした多様な交流の先に生涯学習というものがあるのではないかと考えているところです。

その上で、まちづくりにも寄与できる図書館となるよう、この「門真市図書館サービス計画」に掲げた事業以上の取り組みを行うことが大切ではないかと考え、人と人との多様な出会いの企画・立案・実施、独自性の高い事業の幅広い展開等が期待できる指定管理者を真摯に見極め、選定していくということ。さらには、今の門真市が大切にしている図書館のあり方や図書館行政の継続性を担保し、さらに発展させてもらうためには、この「門真市図書館サービス計画」をよく理解し、いっそうの改善・充実を図り、市民の知の拠点たる図書館の事業展開に取り組んでもらうことができるよう、できるだけ早い段階で指定管理予定者を選定することを検討するということの重要な要素ではないかと考えております。

このことについての意見を求めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。事務局からの報告が終わりました。何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

委員 先ほどの提案を拝聴しまして、コンセプト、ターゲットを見まして、小学校の立場として、非常にいいなと思っております。私も時々旧一中跡地の横を通りますが、その都度感じているのが、この広大な土地を寝かせておくのはもったいないな、一刻も早くこうしたまちづくりの中心になるような生涯学習複合施設を建設していただきたいというのが希望です。

小学生にとってもそういう施設がありますと、施設見学、中学校ですと職場体験もあると思いますが、そういった所に足を運ぶことによって、また行ってみたいというような場にもなるのではないかと思います。

その中で、このコンセプトに書かれていますように、人と人とが会う場であると、小学生にとっても同じ校区の子どもたちだけではなく、いろいろな小学生と出会ったり、あるいは自分が将来の夢を持つにあたってはモデルとなるような大人との出会いもあるのではないかなというところも期待できると思いますので、ぜひとも早くこういう施設を建設する方向に持って行っていただきたいなと思います。

委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

委員 図書館に関わる立場から発言させていただきます。
資料3の事業手法の検討ということで、二つの相反する考え方を、その解決方法として蓄積性、継続性、公平性が求められる業務等については市に留保するというのですが、もちろん、そのとおりだと思いますが、提供している事業の例で蔵書構築やレファレンスサービス等とありますが、私を感じましたのは、さらに、資料2の中教審の答申の抜粋で、図書館について触れております23ページのところに、まさに、ここは、学校との連携ですとか、庁内他部局との連携ということですので、ここにつきましては、市が責任をもって担うことの、いちばんの、直接担わないとできないというところが、図書館に関しては、この庁内連携のところがいへん大きいと思いますので、解決方法としては、そこを十分に留意していただきたいと思います。指定管理者制度導入ということがここまでプロジェクトチームなどでも検討が進んでいますので、そこを覆すことではないですけどもほかの図書館の例でも、根幹業務は自治体の職員が担い、賑わい創出ということが目的でしたら、文化事業ですとか、あるいは施設管理のみを指定管理者制度を導入して、そのようにすみわけておられる事例もたくさんありますので、そのあたりは中教審の答申にも関わりますので、門真市の図書館にもそのあたりの考え方を、ぜひ、大事にさせていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。そのほかには、お願いいたします。

委員 門真西高校の山領です。
高校生をふだん見させていただいている者としての立場から発言しますと、以前他市で、民営化された生涯学習センターに行かせていただいたことがあるので、そこでは図書館をベースとしていろいろな取り組みをされています。
来館する生徒に対して、絵を描いたり、イラストを教えたりというようなことを、そこと連携して実施していたこともあります。感じたことは、5時以降の時間、6時、7時、8時、遅い時間帯でも開館をしてもらえると十分可能性が広がるなということが大きいと思います。
図書館の基本的な機能の一つである学習の面に関しては、当然、学校から帰ってからも図書館に行って勉強することもできますし、お勤めの方でもお勤めが終わってから図書館に行って勉強することもできると思います。
もう一つ、生涯学習の観点ということで、生涯学習センターと名前を出しましたが、地域の出会いの場としての役割も担うことができると思います。小中学生に高校生が教えるということを出しましたが、むしろ子育て世代の方も利用できるような形で考えていただければ、さらに、有効かなと思います。
高校生も当然、進路実現に対して勉強することも必要ですし、皆がうまく、ウィンウィンの関係になっていけるのではないかと考えます。

委員長 ありがとうございました。ほかにご意見はありますか。

委員 図書館を拠点に、絵本の読み聞かせのボランティアをしている絵本ことの葉会の

東田と申します。

指定管理者を図書館が導入されるという話を聞いて、残念だなという思いで聞いていました。

なぜかという、私は門真市民ですし、門真市の職員としても長年勤めてきたのちに、ボランティアをしています。門真市民というのは、いちばん苦手な分野なんですね。図書館や文化と関わることがいちばん苦手なことが、門真市の子どもも大人も苦手な分野なので、そこは、門真市の方に丁寧に関わって運営してほしいなという思いが強いです。

ボランティアサークルとして、どういう思いを持っているのかというのを書いてきましたので、長くなりますが発言させていただきます。

絵本ことの葉会は、平成17年に図書館で開かれた朗読の講座を受けた市民の有志が、当時の館長さんと職員の方が一緒になって、市民や子どもたちに言葉や文化を伝えていこうという思いで立ち上げられたと聞いています。その当時のメンバーに私たちは指導していただいています。絵本の読み聞かせは、言葉や文化と子どもたちにつなぐ活動だということを理念にして、ずっと引き継がれています。

絵本ことの葉会の活動は、いま、すごく幅広くて、図書館を拠点にさせてもらっているのが大きくて、会議室を提供してもらって月1回の定例会をして、そこで、情報を共有したり、絵本の研究をして発表しています。そして、もう1回は、勉強会といって、イベントなどのおはなし会のプログラム構成とか絵本を選んだり、その内容を深めたりしながら、プログラム構成をして、年齢に応じた子どもたちにふさわしい絵本を届けようということで毎月、第3月曜日の1時から練習しています。そのときに、年齢や季節に応じたプログラムを構成して、内容を理解して、理解が苦手な子どもたちでも、あなどらないで誠心誠意子どもたちに絵本を届けようねという姿勢でやっていっています。

現在、0歳から12歳、6年生までの子どもたちに読み聞かせをしています。図書館やいろいろな施設や、保育園、幼稚園、学校に出向いていますが、単純計算しただけで、年間278日は読み聞かせをしています。それを、最近3人加入しましたがほぼ8人のメンバーで手分けしながらしています。では何人くらいの子もたちや市民の方がおはなしを聞いてくれたのかといえば、前回の図書館協議会の冊子にも詳しく載っていますが、ざっと計算しただけでも5000人以上が私たちの前に座って受け止めてくれて、また来てねといって送り出すような感じでおはなし会をしています。

今日も、えがお保育園という去年できた新設の保育園で、ぜひ来てほしいということで出前で行ってきましたが、来年度の申請用紙を渡したら、来年もぜひ、ということで、回数を増やしていいですかとおっしゃっていました。おはなしが終わったあとも2歳の子もたちが、楽しかったのか、立ち上がらないで私たちを見てくれているので、絵本を届けたいという思いがちゃんと届いているかなあと思いながらやってきました。

私たちとしては、図書館がどのようになるか、市民としての意見も込められますが、どのような形になっても、いまの体制ですね、図書館が窓口というか事務局になってくださっていて、いろいろな要請やニーズを受け止めて私たちにフォ

ローしてくださって、会議室を月2回、長い時間ですが必ず提供して下さることと、私たちの連絡係を担当して下さる専門の職員を1人配置して下さって、その人が全部、私たちの活動を把握して下さって、分かりやすい表も作成して下さっていて、私たちは円滑に動くことができます。

どのような形になろうと、今までの活動拠点としての図書館であってほしいということと、いままでして下さった、部屋の提供や職員が事務局になって下さるということをずっと継続して、市民の皆さんに相変わらずおはなしを届けたいという思いです。

市民の皆さんがもっと熱い思いを聞きたかったら、月曜日に勉強会があり、メンバーが集まって、次のおはなし会のプログラムの作成や練習をしますので、ぜひ、一人ひとり聞きに来てくだされば、伝わるのではないかと思いますのでお願いします。以上です。

委員長 ありがとうございます。実際にいま行われている活動の一つをご紹介します。ほかにご意見は。

委員 育児サークルを門真市で19年以上させていただいています。指定管理者制度が導入される前から、中塚荘や文化会館を利用させていただいています。導入されてからのほうが良くなったことのほうが多いように私は感じています。なので、図書館が指定管理者制度を導入されることについては、もしかしたらいいことではないかなと思っています。しかしながら、図書館に大きな不満があるかというところもなく、職員の方からも、図書館をよくしようという熱意が伝わってきますし、絵本などもよく借りていますが、とてもよく管理されていて、とても使いやすい図書館です。

なので現状、絵本ことの葉会さんもおっしゃったように、いまあるいいことを、いかに引き継いでいくかということが、問題だと思います。職員の思いや、図書館のことをよくご存じの指定管理者を選ぶのは難しいとおっしゃっておられましたよね。そういうことを、いまいらっしゃる図書館の職員の方、知識のある方といろいろお話しをして、交わっていく期間がとても大事だと思いますので、資料に書いてあるように、もし導入されるのであれば施設ができる前に、早めに指定管理者を指定していただいて、わだかまりのないように、吸収しなければならぬところはちゃんと吸収して、いいところを残していくというのがいちばん大切なことだと思いますので、そのようなことをして煮詰めて施設をつくっていただきたいというのが私の希望です。

委員長 ありがとうございます。

委員 図書館情報学の立場からお話ししたいと思います。私自身が実際に経験した例として、指定管理者制度が導入されるということになった兵庫県三田市の例ですが、ここでは、指定管理者制度は商業主義的だ、図書館にはふさわしくないということで反対運動が起こりました。実際に指定管理者が、2014年4月から運営を行いました。電子図書館サービス

も同時に8月から導入されたわけですが、そのときに、反対されていた、対面朗読を行っていた視覚障がい者のためのボランティア団体が3団体ありましたが、実際に指定管理者が来て、新しい館長が来られて、これまでのボランティアグループを切り捨てるという風評が流れていましたが、まったくそういうことはありませんでした。むしろ対面朗読サービスをそのまま残して、新しい電子図書館サービスを導入したことによって、そこで私が関わったのですが、当時立命館大学におりまして、音声読み上げを活用した電子書籍を開発できないかということで、当時、企業と共同開発をしまして、2016年の障がい者差別解消法の施行に合わせて、4月に、音声読み上げ対応の電子書籍を提供することができました。結果的には従来のボランティアの人たちも対面朗読という形で残す、そして電子書籍という新しい形態で、これまで図書館に来館することが困難だった視覚障がい者の方々も自宅で電子書籍を借りることによって図書を聞くことができるというようなことができました。

一般的に指定管理者制度が否定されることもあります。自治体の総合計画との関係で、その実現という観点から、駅前に創設するそうですし、電子資料や電子図書館サービスという新しい動きを行うことがあります。そこが一つの特徴になっているといっても過言ではないと思います。

もう一つだけ例を挙げたいのですが、例えば明石市の図書館が、駅前の再開発で4,100㎡ぐらいになって非常に立派な図書館が生まれたわけですが、賑わいの創出という、いわゆる年間のイベント回数というものも顕著だったわけですが、それだけではなく、ここも私が関与しましたが、デジタル絵本の制作ワークショップとして行いました。このとき、2018年6月10日なのですが、親子を募集し、8組で締め切られましたが、iPadを提供して、デジタル絵本を制作しました。絵本というのは紙でないとだめだという考え方をお持ちの方が多のですが、現在のプログラム教育の環境の中で、実際にiPadで絵本を、幼稚園の年中さんから小学5年生までの子どもと親とがワンペアで8組ですることになりましたが、非常に創意工夫に富んだ、最初に絵コンテを描いて、絵本を実際に子どもたちが製作する。ひじょうに夢中になって製作している。そして1時間で制作して発表を行ってもらおうということをしました。その作品を、いまも皆さんが見られるわけです。電子図書館という所にアップロードされていて、子どもたちの作品が、世界中からアクセスし、ID、パスワードなしにその資料を見ることができるという形になります。

紙と電子と両方、同じ読み聞かせでも、絵本の中で電子黒板を利用して自動読み上げで提供したり、図書館スタッフが電子絵本を読み聞かせたり、デジタル絵本を制作してそのコンテンツをアップロードしてあって、それを皆で共有できるという新しい図書館の形が生まれていて、こういったことも一つの観点として、指定管理者導入がいかに素晴らしいかということ強調したいと思います。

委員長 ありがとうございます。ほかには。

委員 湯浅先生がおっしゃったのは、電子書籍の導入ということで、2016年の障がい者差別解消法と昨年の読書バリアフリー法ということで、図書館の果たす役割と

ということが、電子資料の導入で可能性が広がっているというご発言でしたが、私もまさにその通りだと思います。

ただ、三田市も明石市も指定管理者制度導入の時が一つのタイミング、きっかけになったということで、電子書籍の導入というのは指定管理者制度導入とイコールではないと思います。直営で導入なさっている所もたくさんございます。ここまでは感想です。

P T（プロジェクトチーム）の方がまとめられましたところで、事務局におたずねしたいのですが、民間事業者のアイデア等ということばが色々なところに出てくるのですが、湯浅先生のご発言の中でも含まれていたかと思いますが、P Tとしましては、直営ではできない、具体的にどのようなことを想定して民間事業者等のアイデアというように検討なさったり、あるいは具体例が出てきていたのか、もしございましたら教えていただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

事務局 民間の意見を、ということで、サウンディング型事業調査で意見を聞かせていただいた内容をご説明できたらいいのですが、具体的な内容については提案書の著作権のことがあり、ここではご提示できません。

聞かせていただいた内容については、それぞれの委員さんがおっしゃっていただいたように、図書館としても、色々なサービスをさせていただきたいというのはあると思いますが、それにプラスアルファで今までになかった提案をしていただくことを期待しています。

具体的には、提案書の著作権の関係でここではお示しできないということをご了承いただけたらと思います。すみません。

委員長 ほかにありますか。

委員 砂子みなみこども園の清水と申します。

乳幼児期は絵本の読み聞かせがとても大事な時期ですが、子どもたちが絵本ばなれをしているという事実があります。保護者の方がなかなか絵本を読んであげていないという事実がありますので、指定管理者が入って、図書館がとてもにぎわって素晴らしいものになると保護者が子どもたちを連れて行きたいなと思えるようになってくれたらいいなと願っています。

砂子みなみこども園がある地域には、市民プラザがすぐそばにあります。そこに分館があります。私たちの仕事は、子どもたちに絵本を読むことが大事だと思っていますので、クラス単位で担任が分館に連れて行って、絵本を選んで園に持ち帰ってきてお部屋で見るという形でしています。

指定管理者が入ると分館はどうなるのかなと思っています。しっかりと残してほしいという思いがあるので、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。ほかにありますか。

委員

先ほど私の意見の中で、指定管理者のことについて触れなかったのもそれについて述べさせていただきたいと思います。

全国学力学習状況調査というものが、小学校でも数年前から行われています。その中で、門真市の現状におきましては、基幹校だけではなくて一般のアンケートも報告の中にあります。その中で、読書に要する時間という項目がありまして、門真市は全国平均に比べてかなり低いという状況があるということで、学校で朝読書の時間を設けたり、読み聞かせを子どもたちの中でやっていったり、図書室開放を休み時間に設けたりといった努力に加えて、読み聞かせサークルの方にもお越しいただいて、より一層子どもたちが読書に興味を持てるように努力をしまりました。そのおかげをもちまして、一定の効果はあったと感じております。ところが、それでもいまなお、読書時間が全国的に見ても低いというのが現状かなと思います。その原因ですが、すべてではないと思いますが、やはり家庭が図書館に赴く機会が少ないのではないかと思います。学校の努力に限界を感じています。

そういった意味で、図書館に足を運ぶ仕組みをつくる必要があると考えています。現状の図書館がだめだと言っているわけではありませんが、いまの図書館のいいところに加えて、より一層なんらかのサービスを取り入れるのはより効果的ではないかと考えます。

そういった意味で、オープンイノベーションやクローズドイノベーションとありますが、価値観の多様化ですとかニーズの多様化を反映するという意味では、独自の取り組みだけではなく、この場合でしたら、指定管理者の意見も入れることによって、よりよい環境ができるのではないかと思います。もちろん指定管理者が入ることによってのデメリットがあるかもしれませんが、要は、体制そのものが悪いということよりも、仕組みをどうしていくのかということのほうが大事ではないかなと思いますので、そこをしっかりと、門真市がいままでやってきた取り組み、図書館がやってきた取り組みのいいところを維持しつつ、よりいっそうより効果的なことをやっていただくのがいいのかなと思います。

委員長

ありがとうございました。たくさん意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

委員

今回は、新しい、跡地の整備方法ということですが、少しはずれるかも分かりませんが、公共図書館に求められている役割は、もちろんその館に足を運んでいただくことも大事だと思いますが、図書館で利用をお待ちするだけではなくて、アウトリーチということで、例えば最近いわれる例でしたら、高齢者の施設や介護施設に向いて回想法などで認知症の進行を遅らせるなど、そのような地域の連携、他部局との連携の上で成り立つことだと思いますが、図書館の組織がどうあるべきかを考える時には、門真市の行政の全体の流れの中で図書館の役割をどう位置づけるのかということまで目配りしないと、目先のとっては失礼ですが、賑わいは図書館が果たす役目のひとつではあるかもしれませんが、図書館でないといけないということではありませんので、そのあたりを十分に留意していただきたいと思います。

委員長 ありがとうございました。たくさんのお意見を出していただきましたが、これぐらいでいいと思います。よろしいでしょうか。
新しい施設ができますので、委員さんからいろいろな意見をいただいて、また、いいものは残しつつ、新しいもの、新しい風を取り入れるという形で進めていってもらえたらいいなと、個人的には思っています。
今後この協議会では、図書館行政における公の役割は何なのか、そして市民の知的好奇心、向上に向けた図書館とはどうあるべきかなど、我々は学校現場におりますので、学校現場、学校教育との連携の強化、そのあたりも図っていく必要があるのかな、そんな議論がこの協議会で今後できればいいなと思っております。そのためにも本協議会では、図書館サービス計画に基づいて市民にとって望ましい図書館サービスを提供するための方法、検証、改善に関する提言を行う場として機能していかなければと考えております。
事務局では、ここでの議論を教育委員会にも丁寧に伝えていただけたらなと希望いたします。
最初に説明がありましたように、ここでの意見は事務局から、このあとに開催されます社会教育委員会議、そして教育委員会議で報告をとということで聞いております。どうぞよろしくお願ひいたします。
ここで出されました意見につきましては、事務局から必ず伝えていただきますようお願いいたします。
続きまして、案件2「その他」について事務局から説明があります。よろしくお願ひいたします。

事務局 はい。令和2年度本協議会の日程調整についてご連絡いたします。
令和2年度の第1回門真市立図書館協議会につきましては、令和元年度事業報告、予算計画等を案件に5月の実施を考えております。つきましては、改めてメール等で調整をお願いすることとなりますが、開催日調整のご協力をよろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 ありがとうございます。他にないようであれば以上をもちまして本日の議案について終了し、令和元年第2回図書館協議会を閉会致します。皆さま、精力的に意見を述べていただきまして、誠に有難うございました。
それでは事務局にお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

事務局 はい、委員長ならびに委員の皆さま方ありがとうございました。
これにて、令和元年度第2回門真市立図書館協議会を終了いたします。

終 了